

令和2（2020）年4月28日

報道関係者各位

市立学校は一斉臨時休業の期間を5月31日まで延長します

市立学校は一斉臨時休業の期間を延長します。期間やその間の対応は下記のとおりとします。
なお、4月28日時点での判断であり、今後の状況によって変更する可能性があります。

一斉臨時休業の期間について

現在、5月6日までとなっている臨時休業を5月31日まで延長する。ただし、今後の状況に応じて休業期間の短縮等の変更もある。

新入生への対応について ※高等学校を除く

原則5月7日～15日の期間で保護者とともに登校し、担任・児童生徒・保護者の3者面談を実施し、児童生徒の健康状態の確認や課題等を配付する。

臨時休業中の登校日について ※5月7日以降

5月7日以降の臨時休業期間中は、分散登校により登校日を設け、週1回は児童生徒の健康状態の確認及び家庭学習の課題の受け渡しを行う。

登校日に登校しなかった児童生徒について ※5月7日以降

登校日に登校しなかった児童生徒については家庭訪問を実施し、児童生徒の健康状態の確認及び家庭学習の課題の受け渡しを行う。

船っ子教室（放課後子供教室）について

船っ子教室（放課後子供教室）につきましては、市立小学校の臨時休業に伴い、5月7日から5月31日までの期間、臨時休業室となります。

放課後ルームの臨時休所期間の延長について

放課後ルームの臨時休所期間を5月31日まで延長します。医療従事者や社会機能を維持するために就業することが必要な場合等で、新たに利用を希望する場合には「船橋市放課後ルーム入所申請書」を利用希望の前日まで地域子育て支援課で受け付けます。なお、すでに利用されている方につきましては、再度、申請書の提出は求めません。

【お問い合わせ先】

船橋市教育委員会学校教育部(3者面談・登校日の実施方法に関して)指導課 掛村

電話 047-436-2860

(臨時休業の期間等に関して)保健体育課 高橋

電話 047-436-2871

船橋市教育委員会管理部(船っ子教室に関して)教育総務課 齋藤

電話 047-436-2801

地域子育て支援課(臨時の放課後ルームに関して) 笹井

電話 047-436-2322